参考資料（議案第４７号）

木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（新）	（旧）
第１条～第２０条　（略）	第１条～第２０条　（略）
（一般廃棄物処理手数料）	（一般廃棄物の特別処理手数料）
第２１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２７条の規定により、一般廃棄物（ふん尿以外の一般廃棄物で事業活動以外の活動から生じたもの）のうち、次に掲げるものの収集、運搬及び処分については、別表に定めるところにより手数料を徴収する。	第２１条　一般廃棄物（ふん尿以外の一般廃棄物で事業活動以外の活動から生じたもののうち、市が定期的に収集するものを除く。）のうち、次に掲げるものの収集、運搬及び処分については、特別処理手数料を徴収する。
（１）　市が収集する厨芥（ちゅうかい）類、紙くず、木くず及び廃プラスチック類（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第１１２号）第２条第４項に規定する容器包装廃棄物である廃プラスチック類を除く。）その他市長が別に定める一般廃棄物（以下「可燃ごみ」という。）	（１）　犬、ねこ等の死体

（２）　犬、猫等の死体	（２）　特定家庭用機器再商品化法施行令（平成１０年政令第３７８号）第１条に規定する機械器具
（３）　特定家庭用機器再商品化法施行令（平成１０年政令第３７８号）第１条に規定する機械器具	（３）　不燃物（生活系ガラ類）
（４）　不燃物（生活系ガラ類）	（４）　前３号に掲げる一般廃棄物以外の一般廃棄物
（５）　占有者等が、小型収集車（軽自動車の収集車をいう。以下同じ。）により収集、運搬及び処分を委託する前３号に掲げる一般廃棄物以外の一般廃棄物	
	２　特別処理手数料の額は、別表のとおりとする。
	３　前２項に定めるもののほか、特別処理手数料の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。
第２１条の２　（略）	第２１条の２　（略）
（一般廃棄物処理手数料及びし尿処理手数料の減免）	（特別処理手数料及びし尿処理手数料の減免）
第２２条　市長は、特別の事情があると認めるときは、前２条に規定する一般廃棄物処理手数料及びし尿処理手数料を減額し、又は免除することができる。	第２２条　市長は、特別の理由があると認めるときは、前２条に規定する特別処理手数料及びし尿処理手数料を減額し、又は免除することができる。
第２３条～第２８条　（略）	第２３条～第２８条　（略）

別表（第２１条関係）

区分		単位	手数料
１	可燃ごみ	市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）容量７リットル１袋につき	７円
		指定袋容量１５リットル１袋につき	１５円
		指定袋容量３０リットル１袋につき	３０円
		指定袋容量４５リットル１袋につき	４５円
２	犬、猫等の死体	占有者等が処分を委託する場合　死体１回１体につき	４，５００円
		占有者等が収集、運搬及び処分を委託する場合死体１回１体につき	５，５００円

別表（第２１条関係）

特別処理手数料

区分	単位	手数料
占有者等が収集、運搬及び処分を委託する場合	小型収集車（軽自動車）１台１回につき	４，０００円
	犬、ねこ等の死体１体につき	５，５００円
占有者等が処分を委託する場合	不燃物（生活系ガラ類）１キログラムにつき	１０円
	犬、ねこ等の死体１体につき	４，５００円
占有者等が収集、運搬を委託する場合	特定家庭用機器再商品化法施行令第１条に規定する機械器具１台につき	３，０００円

３	特定家庭用機器再商品化法施行令第１条に規定する機械器具	占有者等が収集、運搬を委託する場合　機械器具１台につき	３，０００円
４	不燃物（生活系ガラ）	占有者等が処分を委託する場合　１キログラムにつき	１０円
５	占有者等が小型収集車により、収集、運搬及び処分を委託する上記２から４以外の一般廃棄物	小型収集車　１台１回につき	４，０００円